

職員のエンゲージメント向上に関する調査・分析等業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、職員のエンゲージメント向上を目的に「職員のエンゲージメント向上に関する調査・分析等業務」を実施します。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

職員のエンゲージメント向上に関する調査・分析等業務（以下「本事業」という。）

(1) 業務の趣旨・目的

生産年齢人口の減少に伴い全国的に人手不足や採用難が深刻化する中、大阪府（以下「府」という。）においては中途退職者が増加傾向にあるなど、組織力の維持・向上が課題となっている。今後、将来にわたって質の高い府民サービスを継続的に提供していくためには、人材定着や、一人ひとりの職員が意欲高く持てる能力を最大限に発揮できる職場環境づくり等に取り組むことが重要である。

以上のことから、職員の組織や仕事への貢献意欲（エンゲージメント）を把握し、組織や職員等の現状を可視化するとともに、優先して取り組むべき課題や改善策の方向性を明らかにするため、本事業を実施する。

(2) 業務概要

別紙「職員のエンゲージメント向上に関する調査・分析等業務 仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

14,102千円（税込）

2 スケジュール

令和7年 3月25日（火曜日）	公募開始
令和7年 4月 7日（月曜日）	説明会開催
令和7年 4月11日（金曜日）	質問受付締切
令和7年 4月28日（月曜日）	提案書類提出締切
令和7年 5月下旬	選定委員会
令和7年 7月 1日（火曜日）	契約締結・事業開始（予定）
令和7年10月31日（金曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従

前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和元年以降に、府と同等もしくはそれ以上の調査規模で地方公共団体や民間企業等を対象にしたエンゲージメントを把握するための調査・分析を実施運営した実績かつ、その結果を踏まえた改善支援を行った実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する

法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

府総務部人事課ホームページからダウンロードできます。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/engagement/r7_survey.html)

※窓口・郵送による配布は行いません。

イ 受付期間

令和7年3月25日（火曜日）から令和7年4月28日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

ウ 提出方法

書類は受付場所に持参または郵送してください。（メールでの提出はできません。）

※持参の場合は、必ず事前に「工」に記載する電話番号へ電話し、予約を行ってください。

※郵送の場合は、発送時に必ず電話での連絡をお願いします。また、宅配便など、できる

限り到着の確認ができる方法で発送してください。（令和7年4月28日（月曜日）必着）

エ 受付場所

府総務部人事課人事グループ

住所：大阪市中央区大手前2丁目1-22 本館3階

電話番号：06-6941-0351（内線2142）

オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部 副本9部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部 副本9部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部 副本9部）

エ 事業実績申告書（様式4：正本1部 副本9部）

オ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式5：1部）

②共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）

③委任状（様式7：1部）

④使用印鑑届（様式8：1部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

[添付書類]

- ア 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明してください。）
- イ ①法人登記簿謄本（1部）
・法人の場合に提出してください。
・発行日から3カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
・個人の場合に提出してください。
・発行日から3カ月以内のもの
・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記がされていないことの証明（1部）
・個人の場合に提出してください。
・発行日から3カ月以内のもの
・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
①府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代替
ます。
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（1部ずつ：直近2カ年のもの、半期決算の場合は4期分）
①貸借対照表
②損益計算書
③株主資本等変動計算書
※創業後2年未満の事業者など直近2カ年分（半期決算の場合は4期分）の財務諸表がない
場合は、創業から直近の事業年度までの財務諸表を提出すること。
- オ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
a 常時雇用労働者数が40人以上の事業主の場合
・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40人以上）
に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
・公示の日の直前の6月1日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共
職業安定所に提出済で受付印のあるもの
(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類
を併せて提出してください。)
b 常時雇用労働者数が40人未満の事業主の場合
・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

- ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- イ 応募書類の提出に際しては、正本1部、副本9部をご提出ください（1部ずつA4ファイルに綴ってください）。また、応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
- ウ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる記載内容やロゴ、担当者名等の個人情報が記載されている場合は、すべての副本（9部）の当該箇所を黒塗りして提出してください。
- エ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
副本は、表紙・背表紙ともに不要です。

＜記入例＞「職員のエンゲージメント向上に関する調査・分析等業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）

- オ 書類提出後の差し替えは認めません（府が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和7年4月7日（月曜日） 午後2時から午後3時まで

※本事業への提案の参加を希望する者はできる限り説明会への出席をお願いします。

(2) 開催場所

Microsoft Teamsによりオンラインで実施します。

参加URLは説明会を申し込まれた電子メールアドレス宛てに送信します。

(3) 申込方法

ア 電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。

※電子メールアドレス：jinji-g14@gbox.pref.osaka.lg.jp

イ 電子メールの件名は、「【説明会申込】職員のエンゲージメント向上に関する調査・分析等業務（法人名）」と明記してください。

ウ 電子メール本文には、①参加事業者名②参加者の職・氏名、人数③メールアドレス④電話番号を記入してください。

エ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6941-0351（内線2142））をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 口頭、電話またはFAXによる申込みは受付しません。

カ 説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は、下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

※応募にあたって、説明会への参加は必須ではありません。

(4) 説明会への申込期限

令和7年4月4日（金曜日） 午後1時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月11日（金曜日） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：jinji-g14@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

- ア 「企画提案に係る質問票」（様式11）に事業者情報、質問内容を明記の上、電子メールで送付してください。
- イ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受付しません。
- ウ 電子メールの件名は、「【質問提出】職員のエンゲージメント向上に関する調査・分析等業務（法人名）」と明記してください。
- エ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6941-0351（内線2142））をお願いします。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)
- オ 質問への回答は府総務部人事課ホームページ
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o040030/jinji/engagement/r7_survey.html) に掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。
プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。
- ウ 審査の結果、選定委員会が決定した最優秀提案事業者の評価点が、100点満点中60点未満の場合は採択しません。
また、(2)の審査基準の審査項目のうち「1 提案内容の妥当性及び充実度」の「(1) エンゲージメント調査の実施及び分析」、「(2) 調査分析に基づく改善策の提案」の審査内容にかかる評価点のいずれかが配点の4割未満の場合も同様に採択しません。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
1 提案内容の妥当性及び充実度	<p>(1) エンゲージメント調査の実施及び分析</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府の現状を十分に理解した設問設計で、組織風土や人事制度等の改善に寄与することができる内容となっているか。 ・調査の実施手法について、仕様書記載の項目をふまえた具体的な提案（職員への事前告知の手法や調査スケジュール、回答手法など）がなされているか。 ・提案内容を安定して実行できる運営体制が確保できているか。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答の精度や回答率向上方策について、具体的な提案がなされているか。 <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の集計・分析方法について、具体的かつ有用な提案がなされているか。 <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果報告書は、特別な専門知識がなくても読み解けるよう、理解を助けるための工夫がなされているか。 <p>(2) 調査分析に基づく改善策の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンゲージメント向上に関して、十分な支援実績や支援ノウハウを有しているか。 ・人材定着や組織力向上等につながる効果的な改善策について、具体的かつ職員の行動変容につながりやすい提案がなされているか。 	60点
2 府施策への協力	常用雇用労働者40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用雇用労働者40人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているか。	30点
3 価格点	<p>価格点の算定式 満点（5点）×提案価格のうち最低応募価格／自社の応募価格 ※上記計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。</p>	5点
	合計	100点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を府総務部人事課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o40030/jinji/engagement/r7_survey.html）において公表します。
- 応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - *品質点・価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式12）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。
この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

力 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。